

國學院大學學術情報リポジトリ

古代朝廷と神宝との関係について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 加瀬, 直弥 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002036

古代朝廷と神宝との関係について

加瀬直弥

要旨

古代、具体的には平安時代中期以前の神宝に関しては、その奉獻の朝廷における重要性や種類などの点について、研究の余地がある。そこで本稿では、六国史を始めとする文献史料において、原則「神宝」及びそれと類似した名称が付されている品物を整理し、神宝の実態把握を行った。その結果、神宝を奉獻することが、古墳時代から連続する神まつりの流れに位置づけられるものであり、朝廷においては、その即位を契機とする神宝奉獻の時をはじめとして、天皇と密接な関わりのもとで神宝が取り扱われていたことを理解することができた。さらに、その品目については、おおよそ神宝と呼称されるものには、ある程度の共通性が認められ、とりわけ、武器・鏡・玉などの容姿・装飾に関連する道具、さらには紡織具などが中心であることが分かった。これらの点からは、神祇が、生活の基盤ともいべき、軍事・殖財といった面に深く関わる存在であったことをうかがい知ることができる。

キーワード

古代神祇祭祀、神宝、一代一度大神宝奉獻、即位行事、天皇祭祀、武器、紡織具、装飾・容姿に関連する道具

はじめに

神祇と人との関わりにおいて神宝は様々な局面で登場し、また、「神宝」という言葉が一般的に指し示す品物も多種にわたる。したがって、神宝を極めて広く定義づけると、「一般的な社宝をも含めて単にその神社に所有する宝物類」⁽¹⁾「神社に保管する一切の伝統工芸品」⁽²⁾といった表現となる。そもそも、神宝という語の意味や、指し示すところの具体的な物の内容については、史料上も一定せず、異同がある⁽³⁾。そのことは、古代においても同様である。

しかし近年、近藤好和氏の史料考証により、神祇に対して奉獻される神宝が、厳密な意味では、いわゆる「王権」と、「密接に関わるものであり、しかもその具体的な内容は武器をはじめとする特定の品目に限定された。」⁽⁴⁾との定義が打ち立てられた。氏による定義は、伊勢大神宮式年遷宮時に納められる神宝の他、平安時代中期に成立した大神宝使、さらには同時期に新たな

展開を迎えた豊前宇佐宮への宇佐使や、国司神拝の時に神前に奉られる神宝を綿密に検討した結果といえ、注目されるものである⁽⁵⁾。本稿ではこれを受け、それ以前における神宝とは一体、どのようなもので、どのように用いられていたのか、時代の変化を念頭に置きながら検討を加えてみたい。

ただし、必要以上の憶測を交えないようにするため、あくまでも「神宝」及び「神財」という語と、これに準ずるものとして神にまつわる「宝」「財宝」等という語からの分析を基本として論じ、そうした表現がなされていないものについては、最初に断った時点で参考としたい。

神宝のあり方を知るための取りかかりとしては、近藤氏がとりあげたところの、天皇が一代の間に一度だけ、伊勢大神宮を始め五畿七道諸国の特定の神社を対象に行う大神宝の奉獻を端緒とする。この大神宝奉獻については、岡田莊司氏が『日本紀略』の、

発遣大神宝使、

という仁和四（八八八）年の記事から同年を始期とし、その理由を、天皇の内廷組織が関わる遣使形態や、立太子・即位から阿衡の議に至るまでの厳しい境遇に直面した、宇多天皇の神祇への意識に求めている。

筆者もこの大神宝奉獻が、仁和四年より前に遡らないものであると考えているが、それ以前においても、神宝が神に奉獻された例や、史料上、特定の神まつりと関係なく神宝という語があらわれることもまた事実である。そこで、儀式化された大神宝奉獻の例ではないと、岡田氏や甲田利雄氏が指摘しているが、貞観元（八五九）年の神宝奉獻に、敢えて注目したい。

一 貞観元年の神宝奉獻の特質

貞観元年の神宝奉獻は、同年七月十四日のこととして、『日本三代実録』に、次のように記述されている。

遣使諸社、奉神宝幣帛、参議正四位下行左大弁兼左衛門督美作守藤原朝臣氏宗為賀茂御祖別雷両社使、散位従五位下正峯王為松尾社使、正五位下守右中弁兼行式部少輔大枝朝臣音人為平野社使、従五位下行主殿権助藤原朝臣水谷為大原野社使、右兵衛佐従五位下源朝臣至為乙訓社使、従五位下守右兵庫頭藤原朝臣四時為大神社使、掃部頭従五位上藤原朝臣貞敏為石上社使、従四位下行兵部大輔藤原朝臣仲統為春日社使、従五位下守図書頭当麻真人清雄為当麻社使、中務少輔従五位下源朝臣包為住吉社使、散位従五位下丹墀真人繩主為丹墀社使、少納言兼侍従五位下良峯朝臣経世為杜本社使、神祇大祐正六位上大中臣朝臣豊雄為氣比氣多両社使、散位従五位下紀朝臣宗守為日前国

懸両社使、

一見しても分かるように、この記事の顕著な特徴は、奉獻の対象となった神社が具体的に記されているところにある。より厳密に解釈すれば、そもそも、全ての神社に神宝が奉獻されているかどうか明確ではなく、場合によっては布帛などの奉幣のみがなされている可能性もある。ただ、ここでは、一部であつても、神宝が奉獻される可能性があることに留意し、ひとまず対象となる神社の特質を、総合的に勘案したい。

そこでまずは、七月十四日に遣使された神社と、その特質を【表一】に示した。これをもとに、対象となった神社と朝廷との関係を勘案すると、大原野社のように、当時官社に列していない神社が存在していることから、まずもって官社が対象でないことがはつきりする。同年には、特定かつ複数の神社に対する祭祀で、その対象を具体的に把握できる祈雨奉幣がなされているが、この時は、対象となった全神社が畿内の官社（大社）である。このことと比較しても、貞観元年の神宝奉獻の対象が、官社制度の枠組みとは別の基準のもとに選定されていたことが理解できる。

次に、平安京近隣の神社（賀茂・松尾・乙訓各社など）や、天皇の近親者の氏神を祀る神社（平野・大原野・春日・当麻・丹墀・杜本の各社）といった神社が多いことが指摘できる。こうした神社は、律令規定の祭祀よりも天皇の内意を反映しているものとされる、公祭の対象になる条件を整えた神社が多い。実際、この時点で、春日・平野・賀茂・大原野・杜本の各社は、確実に公祭に預かっており、当麻社も貞観年間（八五九〜八七七）に公祭となったものとされる。

さらに、大和国・摂津国の神社（大神・石上・住吉）は、由緒の上で天皇による祭祀等が行われていたことが明確に国史に記載されており、後の十六社・二十二社に列する神社でもある。

今掲げた以外の神宝・幣帛奉納の対象となっている神社については、貞観

【表1】貞観元年七月十四日に神宝・幣帛奉納の対象となった神社

国	社名	顕著な特徴	公祭	大神宝
山城	賀茂御祖	平安京近隣の神社・神宝奉献の先例	○	○
	賀茂別雷		○	○
	松尾	平安京近隣の神社	○	○
	平野	天皇近縁氏神(高曾祖母 和・大江氏)	○	○
	大原野	天皇近縁氏神(母など 藤原氏)	○	○
	乙訓	平安京近隣の神社		
大和	大神	崇神天皇の祭祀	○	○
	石上	垂仁天皇の神宝奉献		○
	春日	天皇近縁氏神(母など 藤原氏)・神宝奉献の先例	○	○
	当麻	天皇近縁氏神(高祖父 当麻氏)	○	
摂津	住吉	神功皇后創祀・神宝奉献の先例		○
河内	丹墀	天皇近縁氏神か(高曾祖母 丹墀氏)		
	杜本	天皇近縁氏神(高祖母 百濟氏)	○	
越前	気比	渤海使節との関係か		○
能登	気多			○
紀伊	日前	神宝奉献の先例		○
	国懸			○

元年という時期から勘案すると、神社と当時の重要事が合致する点に留意すべきであろう。

日前社・国懸社に関しては、現実的には、嘉祥三(八五〇)年における、文徳天皇による、同社への神財奉献が先例となっているものと見られる¹⁵⁾。同年は天皇の即位の年であり、朝廷祭祀で特に重んじられた賀茂・春日・住吉の各社(いずれも貞観元年神宝奉献の対象でもある¹⁶⁾)への神財奉献もほぼ同時期に相次いでなされていることからすると、嘉祥三年の先例は即位に関連

する祈願とみるのが妥当であり、貞観元年の例もそれを踏まえたものと推測することは可能である。

越前気比社・能登気多社については、渤海との関係にその原因を求めることができない。両社ともに京と渤海を結ぶ経路上に鎮座していることはいうまでもない。実際、渤海使に対応するための客院が能登国に設けられている例もある¹⁶⁾。さらに、客館については、気比神宮司が検校することが定められている松原客館も存在する¹⁷⁾。

この点を踏まえ、この年の正月に、渤海から烏孝慎を代表とする使節が能登国に来朝したことを勘案すると、国家の大事というべき外交活動に関連して、気比・気多両社が注目されたことを想定することができ¹⁸⁾。

以上、貞観元年の神宝・幣帛奉納の対象となった神社の状況を確認した。総じていえば、祭祀をめぐる天皇との密接な関係が、神社選定の決め手であることがいえよう。

ところで、貞観元年には、神宝奉献に関する動きがもう一件確認できる。『日本三代実録』同年正月の記事には、次のようなものがある¹⁹⁾。

是日、始奉²⁰⁾作「天下諸社神宝」、仍大²¹⁾祓於建礼門前、

誤記でなければ、これは、天下諸社に対する神宝の調製開始を示しており、「天下諸社」という、その範囲からすると大神宝奉献を想起させるものである。

ところが、ここで調製がはじめられた神宝の奉献時期についてははっきりしない。直後の神祇への宝物奉献記事としては、いずれも「財宝」という語が用いられているが、二月の伊勢多度社、尾張熱田社・大県社への奉献²²⁾と、三月の即位を理由とした宇佐宮への奉献²³⁾が確認できるものの、それ以降の例は、七月の神宝奉献使発遣までない。七月の神宝調製の開始を正月だとした場合、他の事例に比して調製から奉献に至るまでに時の隔たりがある上、二

月に奉獻された神社だけを含めても、「天下諸社」といえるかどうかについては断定しがたい面もある⁽²⁴⁾。

もつとも、その神宝調製と七月の神宝奉獻が一連であるか否かにかかわらず、正月の記述からは、少なくとも、より多くの対象の神社に対して神宝を奉獻しようとする意識の存在を読み取ることができる。また、その時期からみると、天皇即位に伴うものとして捉えることもできる。この二つの点は、大神宝奉獻の特質にも共通する。

このことから貞観元年の段階で宇多朝における展開を下支えるような考え方があったことを指摘できる⁽²⁵⁾。

以上の点をまとめると、次のようになる。

・貞観元年七月の神宝奉獻の対象となった神社は、由緒の面で天皇自身が深く関わっているか、天皇の内廷機関が中心となつて行われる祭祀の対象が中心であること

・天皇即位を契機とし、かつ天下諸社を対象とするものとして、神宝奉獻が位置づけられていたと考えられること

これらの点からは、平安時代前期から中期にかけての神宝奉獻が、天皇の内意を反映したものであったことを導き出せる。先に公祭を取り上げて述べたように、天皇の祭祀等へ内意反映は、平安時代以来の新たな祭祀形態の特質ともいえる。後の大神宝奉獻はそのような流れの中にあるものと見られるが、そうした特質そのものの基礎が、まずは貞観年間には存在していたことが分かる。さらにいえば、それに先立つ文徳朝、さらには嘉祥三年の一連の神宝奉獻も、まさに天皇の内意によるものと理解できるところである⁽²⁶⁾。

ただし、こうした特質を持つ神宝奉獻は、清和朝、あるいは文徳朝を契機としうるものであろうか。そのことを考える上で、さらに時代にさかのぼり、朝廷と神宝との関係を整理したい。

二 朝廷における神宝奉獻の位置づけ

平安時代初期以前の神宝奉獻の具体例については、六国史上における確実な初見が、伊勢大神宮に対する天平十(七三七)年のことを記した『続日本紀』の記事と近藤氏が指摘する通りであり、絶対数も多くない⁽²⁷⁾。

ただし、神宝奉獻の特質が全く分らない、ということでもない。その手掛かりは、延暦二十三(八〇四)年における、大和石上宮の兵仗を山城国にうつしたことに関する『日本後紀』の記述にある⁽²⁸⁾。

勅曰、此神宮所_レ以異_レ於他社_二者何_一、或臣奏云、多收_二兵仗_一故也、勅、有_二何因縁_一、所_レ収_二之兵器_一、奉_レ答云、昔来天皇御_二神宮_一、便所_二宿収_一也、去_レ都差遠、可_レ慎_二非常_一、伏請_二卜食而運遷_一、是時、文章生從八位上布留宿禰高庭、即修解申_二宣云_一、得_二神戸百姓等款_一、比来大神頻放_二鳴鑼_一、村邑咸怪、不_レ知_二何祥_一者、未_レ經_二幾時_一、運_二遷神宝_一、望_二請奏_一聞此状、蒙_レ從_二停止_一、官即執奏、被_レ報宣_二僞_一、卜筮吉合、不_レ可_二妨言_一、所司咸来、監_二運神宝_一、収_二山城国葛野郡_一訖、無_レ故倉仆、更収_二兵庫_一、即而聖体不予、典閣建部千繼、被_レ充_二春日祭使_一、聞_二平城松井坊有_一新神、託_二女巫_一、便過請問、女巫云、今所_レ問、不_二是凡人之事_一、宜_レ聞_二其主_一、不_レ然者、不_レ告_二所_レ問_一、仍述_二聖体不予之状_一、即託語云、歷代御宇天皇、以_二慇懃之志_一、所_レ送納_二之神宝也_一、今踐_二穢吾庭_一、運収不_レ當、所以唱_二天下諸神_一、勒_二諱贈_一天帝_二耳_一、登時入_二京密奏_一、

ここで発された神の託言により、翌延暦二十四(八〇五)年に兵仗は石上宮に戻るが、注目すべき点は引用箇所最後の方にある。すなわち、時の桓武天皇が不予に至った原因を示した神の託言の、「歴代の御宇天皇、慇懃の志を以て送納する所の神宝なり。今吾が庭を踐穢して運び収むること当たらず。

所以に天下諸神に唱へ、諱を勅して天帝に贈るのみ。」という部分が重要と考える。託言で触れられているように、この一件のもともとの発端は、この神宝を石上神宮から山城葛野郡に運んだことによる。この前の文章では、桓武天皇と「或臣」が、歴代天皇が「兵仗」「兵器」を神宮に納めていたことに関する問答についての記述がある。これは託言の「神宝」に対応する。

もつとも、記事を注意深く読むと、桓武天皇及びその周辺はこの兵器を「神宝」と呼んでいない上、この後に記載される詔でも「器仗」とし、「神宝」とはしていない。託言が示す神宝の由来について、天皇周辺がどこまで承知していたか疑問が残るし、兵仗が神宝と位置づけられたのは、託言による可能性もあるが、石上宮の神宝の存在自体は、『日本書紀』の天武天皇三（六七四）年の記述から確認することができる。⁽³⁰⁾

遣忍壁皇子於石上神宮、以膏油瑩神宝、即日勅曰、元來諸家貯於神府、宝物、今皆還其子孫、

ここでは、この記事の前半部に注目したい。「忍壁皇子を石上神宮に遣はしめ、膏油を以て神宝を瑩かしむ。」とある。文脈からいけば、神宝をみがかせたのは天武天皇であり、その神宝は、厳密には後半部の「諸家の、神府に貯へし宝物」とは別のものと解釈することができる。天皇が神宝の手入れを直接行っていたこと、そして、神宝を交換せず、みがくことにより維持にとめたものと見られることからすると、この神宝は、前掲した『日本後紀』の延暦二十四年条の記事でいうところの、歴代天皇が慇懃の志を以て送り納めた神宝Ⅱ兵仗と同じ物を含んでいると考えられる。

この、天皇と、石上宮の神宝との関わりからは、天皇と密接にかかわる神事として、神宝奉獻が位置づけられていたことが想定できる。神宝奉獻が律令祭祀として厳密に規定されない点や、六国史から断片的にしか把握できない理由も、天皇の内々のものであつたためと解釈すると矛盾はない。

神宝奉獻と天皇との密接さは、神宝奉獻の典型ともいえる伊勢大神宮式年遷宮の場合にもいえる。藤森馨氏は、その神宝使の発遣の儀の場や祿の抛出元から、神宝奉獻が天皇の内々の儀であるとする。⁽³¹⁾この点に注目すれば、最初に掲げた大神宝奉獻や、これまでに見た神宝奉獻と同じ性格を持つものといえよう。また、六国史上では明確に「神宝」と明記されてはいないが、平安前期の宇佐使が奉る宝物の奉獻についても、後年の儀式次第を勘案すると、天皇の意思を直截に示したものと論じられている。⁽³²⁾この論をも踏まえると、当時の神宝奉獻には共通した特質があることが分かる。

これを踏まえて、再度『日本書紀』天武天皇三年条の前半部を確認したい。ここの、神宝をみがくという所作からは、神に奉る神宝奉獻の例が、以前から存在していたことをうかがい知ることができる。これは、神宝奉獻の、天皇の重儀としての確立が、天武朝以前であつたことを示しているよう。

なお、以上の点を念頭に置いて同条の後半部分を見ると、「神府」に貯えていた諸家の宝物を、子孫にかえした点が記載されている点が注目できる。この宝物が、これまで見てきたような、神祇に奉獻するための神宝とは、その使途を異にする点はいうまでもない。こうした例は、次章で詳述するが、これ以前の崇神天皇紀・垂仁天皇紀で見られるものであり、古例として認識されていたようである。

この二類型の神宝に関する史料上の記述は、天武朝を境とすると、前者の神祇に奉獻するための神宝については多くなり、後者の諸家の神宝に関するものは少なくなっている。こうしたことから、神宝の取扱い方についての歴史の変遷を導き出す説がある。景山春樹氏は、一般的な社宝の類と宗教的意義を異にする装束・調度・什器を神宝と呼ぶようになった時期を平安時代とする。⁽³³⁾神祇に奉獻される神宝の出現に関する指摘で、その種類の定義に関しては、後代を見据えたものと考えれば概ね妥当といえるが、出現の画期を平安時代とする点については、景山氏自身がこうした神宝奉獻の基本とする伊勢大神宮式年遷宮の始期が奈良時代を下らない点を考慮すれば同意しがたい。

武具類				馬・馬具		その他	出典	備考
⑧平文梓1本	⑨飾剣1腰	⑩赤漆弓1張	⑪箭4筋			⑫金・銀幣各2枚	『左経記』寛仁元年十月二日条	伊勢・度会・宇佐二所（宇佐・太多羅志女）・石清水二所（八幡・太多羅志女）・賀茂上下・日前国懸
⑮平文梓1本	⑯平文野剣1	⑰赤漆御弓1	⑱箭4筋					上記以外の対象神社
⑳餘24竿	㉑玉鐙横刀1柄 ㉒須我流横刀1柄 ㉓雜作横刀20柄	㉔梓弓24枝	㉕征箭1,480隻 ㉖箭768隻 ㉗姫鞍24枚・箭480隻 ㉘蒲鞍20枚・箭1,000隻 ㉙革鞍24枚・箭768隻	㉚額24枚	㉛櫛24枚		延喜伊勢大神宮式・神宝条	『皇太神宮儀式帳』にも「神財物十九種」の記載あり（品目に差異なし）。
④御梓	⑥御横刀	③御弓				⑤御馬	延喜祝詞式・春日祭条	大原野祭・平岡祭も同
	⑥御大刀	①御弓				⑥御馬	延喜祝詞式・平野祭条	久度古閑祭も同じ
②梓					①櫛	③鞍	『日本三代実録』貞観七年四月十七日条	
⑩梓40枚	①神世草薙剣1柄 ⑤浜鉄小刀4柄 ⑥大刀40柄	⑦弓・胡禄40具		⑧額8枚	⑨櫛40枚		『住吉神代記』	流代長財
⑫梓32本	⑪大刀4柄	⑬弓4張	⑮胡禄4面 ⑯箭200枚	⑭額4枚		㉜白馬1疋 ㉝唐飾鞍1具 ㉞髪袋1枚 ㉟尾袋1枚 ㊱鎧1懸 ㊲手綱1条 ㊳泥障1懸 ㊴唐鎧1懸 ㊵頭総・鞆1具	①三間縹斑簪1条（解降料） ②簪骨4具 ③鏡骨8合 ④几帳骨4基 ⑤几帳帷4条 ⑥呉床4脚 ⑦平敷床4脚 ⑧弓袋4条 ⑨胡禄袋4条 ⑩大刀袋4条 ⑪縹縹8条 ⑫衣袴櫃3合	御神殿装束
	②金銀装横刀1口					④倭文⑤白眼鞘毛馬⑥白鬚⑦御鞍	延喜臨時祭式・神賀詞条	
	⑥小刀1口					⑤熊神籬1具	『日本書紀』垂仁天皇八十八年七月戊午（十日）条	同垂仁天皇三年三月条には出石棒1枝の記述あり

また、岡田精司氏は、天武朝が律令祭祀制度の制定期であることから、天武天皇三年の神宝返還を、朝廷の支配体制が中央集権化する過程と関連づけている^③。この説によれば、天武朝に神宝奉獻の意味合いが明確に変化したことになるが、『日本書紀』天武天皇三年条に注目し、かつ後述する出雲国造神賀詞奏上の儀礼の存在を考えると、これも画期といえることは難しい。

さらに近年、笹生衛氏により、祭祀関係の考古遺跡・遺物の分析から、令制祭祀の祭料の原形となる幣帛のセットが、五世紀中頃までに組み合わせられたものという指摘がなされた^④。この「幣帛」を奉獻物の総称と捉えれば、この時点で神宝の典型ともいえるべき武具や紡織具が存在している事実は、本稿でいう神宝奉獻の原形が、五世紀半ばまで遡りうるということが明確だということになる。笹生氏はさらに、いわゆる大和王権と祭祀の場との関連性についても触れており、同王権が鉄素材や須恵器などを供給し、それらをもとに現地で祭祀が行われる、という流れを示している。文献に見られる朝廷の神宝奉獻の営みが、考古学の成果が示す神まつりの系譜を引くものである可能性は極めて高いものといえる^⑤。

以上の考察で、少なくとも、律令制定以降の神祇制度形成過程に関する理解のみで、神宝を神祇に奉獻する営みを把握できない点は指摘できよう。

三 神宝の種類の共通性

前章で明らかになった点を、さらに別の視点から考えるため、以下では、神宝と呼ばれるものの示す品物の種類に焦点を当てる。神祇と神宝との関係が個別的に構築されるものであることは間違いないが、一定の傾向を見出すことは可能であろう。

そこで、便宜作成した【表二】に基づき、（い）神祇に奉獻するための神宝、及び前章の最後の方で触れた、（ろ）神祇の神威を反映したものと見られる神宝、以上二類型に分けて説明する。

【表2】神宝とされたものの例（丸囲いの数字は史料の登場順）

		容姿・装飾関係品類			楽器類		紡織具類			
一代一度大神宝	十所	②錦蓋1蓋	③玉佩1流		④1尺鏡1面	⑤金銅鈴1口	⑥平文麻桶1口	⑦平文線柱1本		
	四十八所	①紫綾蓋1蓋			⑥5寸鏡1面		⑦平文麻桶1口	⑧平文線柱1本		
伊勢大神宮式年遷宮	伊勢・大神宮					⑦鶏尾琴1面	②金銅麻苧2合 ⑥銀銅麻苧1合	①金銅多多利2基 ⑤銀銅多多利1基	③金銅賀世比2枚 ⑦銀銅賀世比1枚	④金銅鐺2枚 ⑧銀銅鐺1枚
春日祭	大和・春日社				①御鏡					
平野祭	山城・平野社	⑤衣笠			③御鏡	④鈴				
石清水宮新宮造構	山城・石清水宮									
住吉社神宝	摂津・住吉社				②唐鏡4面 ③白銅鏡8面 ④鉄鏡8面	①鈴40口（大20口・小20口）				
		⑦綢蓋4条	②玉鏡1枚		⑧鏡8面（4面銅・4面鉄）	⑨鈴32口（金銅8口・中24口）	④麻縫苧1口	⑤櫛1基	⑦梓2枚	③梓頭2枚
出雲国造献物				①玉68枚（赤水晶8枚・白水晶16枚・青石玉44枚）	③鏡1面					
天日槍命将来宝物				①羽太玉1箇 ②足高玉1箇 ③鵜鹿鹿赤石玉1箇	④日鏡1面					

（い）神祇に奉獻するための神宝

神宝の種類を考えるための基準は、再びのことではあるが、一代一度の大神宝奉獻に設定した。この奉獻に際し用意される神宝については、摂関期の例による他ないが、幸い源経頼の『左経記』⁽³⁸⁾に、後一条天皇の代・寛仁元（二〇一七）年の例が詳細に記されている。ただ、同書そのものには、神宝がどれであるかを厳密に示している訳ではないので、文中で幣帛や装束として分類されていないものを神宝と捉えることにして、典型である伊勢大神宮式年遷宮の神宝と比較すると、その種類が非常に類似しており、広い意味での楽器類や紡織具、さらには武具の類が共通していることが分かる。

また、祭祀に際して奉られる神宝を考える上では、延喜祝詞式にある春日祭・平野祭（久度古関を含む）の祝詞が注目される。これらの祝詞には、神宝奉納のことが、具体的な種類とともに触れられている。だが、毎年二回行われるこれら諸祭において、神宝に含まれているものと祝詞上解釈しうる馬を除けば、神宝が奉られるような例はない。恒例祭祀に当たっては、社殿造営など、特定の契機にあたって朝廷から奉られた神宝を神前に供えていたとも考えられるが、ひとまず参考ということで、【表二】で紹介した。祝詞に紡織具は登場しないが、それ以外の品目は、一代一度の大神宝や伊勢大神宮の神宝と同様といえる。

これらの例に基づいて、平安時代初期以前の神宝奉獻についても確認してみたい。もつとも、先に触れた貞観元年の時の神宝の内容は不明であり、さらには嘉祥三年の場合も、日前社・国懸社への神宝の種類が、「種種」と複数であることが分かる以外、その具体的な神宝の品目については定かではない。

しかしながら、他に目を転ずると、いくらかの例がある。貞観七（八五五）年には、石清水宮の新宮を作るに当たり、「神宝」として、楯・杵・鞍が奉られていた。⁽⁴⁰⁾

この他、神宝の品目と厳密に判断することは難しいが、「宝」という語に

注目すると、

・元慶二（八六八）年、伊勢大神宮に「神宝・弓・杵・劍等物」が奉納された。⁽⁴¹⁾

・同年、宇佐八幡神・比売神に、金銀装の「宝釧」が奉られた。⁽⁴²⁾

以上のような記事が存在する。例は多くないが武具については、宝物としての観念があったことが推測されよう。

それでは、平安時代最初期以前の神宝についてはどうだろうか。先述したところの石上社の神宝は「兵仗」とみなせ、実用的な武器であったことがうかがえる。この点はまさに、後代の神宝の基本と同一である。また、神社に對する例ではないが、神功皇后の楯列山陵に神宝として「宝弓」を納めていた旨の記述もある。⁽⁴³⁾ これも、神宝に武具が含まれていることを知る材料になる。⁽⁴⁴⁾

この他には、摂津住吉社の由緒などが詳記された『住吉大社神代記』⁽⁴⁵⁾にも、「神財」「神宝」という文言があり、参考になる。ここでは装束も神宝とされているが、長く宝物として納めるものと考えられる「流代長財」と、神宝とそれに関連する装束が列記された「御神殿装束」がある。これらの具体的な種類については【表二】に示したところであるが、武具を中心としながらも、鏡や鈴、さらには紡織具が含まれており、この点は一様大神宝と共通する。さらに、「流代長財」に限ってみると、臨時の奉獻物とは一線を画したものと評価できる神宝でありながら、品目からすると、それらとの間に顕著な差異は見られない。

(ろ) 神祇の神威を反映したものと見られる神宝

神祇に奉獻するのではなく、神威が反映された結果、「神宝」と呼ばれるようになったものが具体的に史料に表れる例としては、神代を除くと、新羅から来た天日槍命がもたらし、垂仁天皇がその一部を見たときれる神宝がある。⁽⁴⁶⁾ 少なくとも、奈良時代初期ごろの神宝に對する観念を反映しているものと考えられるので、参考までに【表二】に掲げた。玉や神籬など、(い)に

見られない種類の品目が登場するものの、小刀や鏡の存在は(い)と同様の傾向を示しているものといえる。

神社の神祇への奉獻物でないものを神宝とする例として、出雲国造が神賀詞奏上の際に天皇に献上する物がある。これらについては、延喜祝詞式と『日本紀略』⁽⁴⁸⁾に「神宝」と明記されている。この神宝が天皇のものとなる点は、先の天日槍命の例と共通する。この品目については延喜臨時祭式に詳述されているものであるが、天日槍命の神宝と比較すると、多種の玉、鏡と武具が存在することが一致する。⁽⁴⁹⁾

少ない実例ではあるものの、この点を踏まえて、(い)の例と比較すると、武具や鏡の存在に関する共通性がある。もともと、玉が(い)の例にない点については留意する必要がある。玉というとりわけ靈力と結び付けがちなが、神宝であれば、どのような物であっても、程度の差こそあれ、神祇の神威を象徴するので、そうした神威の面を除いて考えれば、玉も裝飾品の一種と見なしうる。一代一度の大神宝の中には玉佩があり、『住吉大社神代記』にも「御神殿装束」に飾玉を配した玉縵の記述がある。また、装束として解釈されているが伊勢大神宮式年遷宮の際には装束として白玉（真珠）が奉られる例もある。玉はこれらの裝飾品と関連する物として捉えることができる。⁽⁵⁰⁾

したがって、神威と関わりのある神宝も、奉獻するための神宝と近似する品目構成であるといえよう。⁽⁵¹⁾

まとめ

ここまでの考察に基づく、平安時代前期以前に確認できる朝廷からの神宝奉獻は、律令制度の祭儀としてではなく、天皇の内々の営みといえるものであり、これが宇多朝における、一代一度大神宝使發遣の儀の儀式化の際に繼承され、発展したものと考えられる。こうした変化は、平安時代以来展開

した新たな祭祀の多くが、従来の律令祭祀と比較して天皇との関わりが深いものであったという、当時の祭祀の流れとも対応するものといえよう。ここでは詳細に触れなかったが、国司初任時の神宝奉獻も、その初出が延喜十(九一〇)年のことである^②。この時点における神宝の具体的品目やその始期については明らかにしたいが、国司が発する最初の庁宣の、最初の条文に置かれることが例になっていた点は、神宝奉獻の重要性を考える上で重要な意味を持つ。

また、神宝奉獻の契機としては、しかるべき地位について、新たな建物が建てられたりする際が多く、大事に伴って行われることが多いことが理解できる。無論、それに当てはまらない神宝奉獻も多く行われているが、契機に行うということ自体が、神宝奉獻という営みの、神事の中における位置づけの特殊性をうかがわせる。

また、品目からは、平安初期以前における神宝に対する一定の観念、すなわち、武具と鏡や玉などの容姿・装飾にかかわる道具、さらには奉獻される神宝類に限られることではあるが、紡織具が中心であるという観念の存在が理解できた。神宝の品目がほぼ一貫していたことは、神の力を願う意思の共通性も浮き彫りになるものと考えられる。神祇の姿を象徴する鏡や玉といったものは、つまるところ容姿・装飾に関連する道具である。またとりわけ、戦闘に不可欠な武具と、財産を直接的に生み出す糸を紡ぐ道具は、人々の営みの基盤をなすものといえる。そうしたことからすると、強力な武力をもたらし、財産を殖やすために、神威を高めようとする意識が、古代の神まつりの目的のひとつであることも、同時に示していよう。そしてそのための道具として、耐久財を中心とする神宝が存在していたことが考えられるが、この点についてはさらなる検討を進めていきたい。

注

(1) 景山春樹「じんぼう(神宝)」國學院大學日本文化研究所編『神道要語集』祭

祀編一、神道文化会、昭和四十九(一九七四)年。

(2) 鈴木敬三「神宝(一)」大場磐雄編『神道考古学講座』四、雄山閣出版、昭和四十九(一九七四)年。

(3) 関根俊一「神宝と古神宝」『日本の美術』五一、平成二十(二〇〇八)年。

(4) 近藤好和「文献に見る神宝―六国史・撰関期古記録を中心として―」『日本の美術』五一、平成二十(二〇〇八)年。

(5) 近藤氏は、六国史や撰関期の古記録に見られる神宝の史料集成も発表しており、本稿でも参考とした。「神宝基礎史料集成(撰関期まで編年史料)」『国立歴史民俗博物館研究報告』一四八、平成二十(二〇〇八)年。

(6) 『日本紀略』仁和四年十一月八日条。なお、次の醍醐天皇の代には、その時期や、伊勢大神宮及び五畿七道諸国の諸社という対象から、明確に大神宝奉獻がなされていたことが分かる。『日本紀略』昌泰元年八月二十三日条。

(7) 岡田莊司「平安時代の国家と祭祀」続群書類従刊行会、平成六(一九九四)年「王朝国家祭祀と公卿・殿上人・諸大夫制」。大神宝奉獻の開始に及ぼした宇多天皇の意識については、同書「宇多朝祭祀制の成立」でも指摘している。

(8) 甲田利雄「二代一度大奉幣」『平安朝臨時公事略解』続群書類従完成会、昭和五十六(一九八二)年。

(9) 『日本三代実録』貞観元年七月十四日条。なお、岡田莊司氏は、大神宝使発遣開始貞観元年説を打ち出したのは『古事類苑』(神祇部二十三・大嘗祭六・大神宝使)とするが(岡田前掲(7))、「即位奉幣と大神宝使」、その『古事類苑』は、この『日本三代実録』の記述から、大神宝奉獻貞観元年開始説を提起したとみられる。

(10) 『日本三代実録』貞観元年九月八日条。

(11) 丹墀社については決め手を欠くが、清和天皇の高祖父藤原真作(外祖父・藤原良房、父系の祖母・藤原順子両人の母方の祖父)の母(高曾祖母)が丹墀氏出身であることが(『尊卑分脈』)、その理由として最も蓋然性が高いものと考えられる。その他、文徳天皇の室に多治氏があり、源毎有という子もいた点(『日本文徳天皇実録』天安二年三月丙子(十五日)条)も注意を引くが、清和天皇との直接的な関係ではないので、このことが重視されたとは考えがたい。

(12) 岡田前掲(7)「平安前期 神社祭祀の公祭化・下」。

(13) 岡田前掲(7)「母系氏神との関連性については「即位奉幣と大神宝使」、大和諸社の指摘については「平安前期 神社祭祀の公祭化・下」。

(14) 『日本文徳天皇実録』嘉祥三年十月甲子(二十日)条。なお、この神宝奉獻については、清和天皇の兄惟喬親王の母の紀氏に關係する神への配慮とする見方も

ある。熊谷保孝「文徳天皇朝成立期の神祇行政」『日本古代の神祇と政治』日東館出版、昭和五十二（一九七七）年。

- (15) 賀茂社は『日本文徳天皇実録』嘉祥三年九月戊子（十四日）条、春日社は同九月己丑（十五日）条、住吉社は九月乙未（二十一日）条。

- (16) 『日本後紀』延暦二十三年六月庚午（二十七日）条。

- (17) 延喜雜式・松原客館条。

- (18) 『日本三代実録』貞観元年正月二十二日条。

- (19) 渤海使の帰国は同年七月六日で、神宝使発遣日に当たる七月十四日より前だが、実は十四日の時点では、まだ領渤海客使がその旨の奏言をしていない。『日本三代実録』貞観元年七月二十一日条。

- (20) 『日本三代実録』貞観元年正月十日条。

- (21) 『日本三代実録』貞観元年二月十九日条。ただし、ここでは神位記と「財宝」が奉獻されたとする。

- (22) 『日本三代実録』貞観元年三月朔日条。ここでは前月の奉獻記事と同様、「幣帛・財宝・神馬」という組合せである。近藤氏はこの財宝を神宝とは解釈していないが（前掲（4））、撰関期の記録等で神宝奉獻の儀式次第が確認できる、即位時の宇佐使発遣に連続するものだとはいえよう。

- (23) 周知の通り、伊勢大神宮においては、式年遷宮において神宝調製を行う。これには造神宝・装束使を太政官に置くが、この行事始が七月一日である（延喜伊勢大神宮式宝装束条）。遷宮の神宝使は十月初旬に差遣されるので、ほぼ三か月で神宝が完成することになる。また、後代の大神宝奉獻の例であるが、源経頼の『左経記』に、大神宝使発遣直後、奉獻先を錯誤したことが露顯した際、作物所に神宝調製を指示してから六日で調備し終え使者を発遣している（『左経記』寛仁元年十月八日条・十四日条）。状況や数量の差異もあるため、これらの例と貞観元年の神宝奉獻を単純に比較することは慎重にすべきと考えるが、そうであったとしても、貞観元年の時、六か月も神宝調製に時間を費やしていたかどうかについては、疑問が残る。この点を踏まえると、正月に調製をはじめた神宝の奉獻時期に関心が及ぶが、これについては、本文で示した例の他に、『日本三代実録』貞観元年二月朔日条にある「遣使伊勢国大神宮及五畿七道、班幣諸神、告以即位之由、」という記述に注目したい。当該条には肝心の「神宝」という語はなく、この時に奉獻されたと考えられることは推測の域を出ない。しかし、即位を理由として、伊勢大神宮と五畿七道に幣帛を分かち神事を行ったということであるが、これが神宝奉獻と関係する可能性は指摘できよう。幣帛を京で分かち、という意味の「班幣」という語があるが、これは、各地に赴く使に幣帛を分かちという意

味に用いたと解釈できる。すなわち、七道諸国まで使が差遣されるということであれば、同時に神宝奉獻も可能だからである。

- (24) 例えば、貞観元年正月になされた神階昇叙（『日本三代実録』貞観元年正月二十七日条）は、その数が三百社弱に及ぶ。この神階昇叙は「天下諸神」に対してなされた仁寿元（八五一）年の神階昇叙（『日本文徳天皇実録』仁寿元年正月庚子（二十七日）条）よりもさらに限定されたものと解釈できる（貞観元年の神階昇叙は官社の大社が中心である。二宮正彦「貞観元年の諸神同時昇叙について」『古代の神社とその祭祀―その構造と展開―』創元社、昭和六十三（一九八八）年）。神階昇叙と神宝奉獻とを単純に比較できる訳ではないものと考えるが、既に示したように、七月の神宝奉獻の対象が十七社であることは、神階昇叙の件数と比較すると、やはり少ない社数といわざるを得ない。

- (25) 本文のように考えると、即位に際する神宝への意識の淵源にも関心が及ぶ、特に、『令義解』神祇令即位条義解にある、「謂、大幣者、供神幣物、各有色目、金水桶、金線柱奉伊勢神宮、楯、戈奉住吉神之類是也、」と、列挙された即位に際し修理される「大幣」の品が、大神宝使により奉獻される神宝の品と同じである点は注目されよう。義解の示すところが、甲田前掲（8）が端的に示すように、大神宝の直接的な前身となるような奉獻儀礼の準備を指しているとは、その成立期を踏まえれば考え難いが、即位に際して、神宝と觀念されうる品物を奉獻する考え方があったこと自体は、少なくとも『令義解』が成立した平安時代初期にはあったことはいえよう。

- (26) 『日本文徳天皇実録』に記された賀茂社・春日社・住吉社と、日前社・国懸社の神宝奉獻は、いずれも、その明確な理由は不明ながら、祈禱に関連していることがその告文から分かる。この記事からは明確な理由を明らかにすることはできないが、内々の願意であつたためと考えることもできよう。

- (27) 『続日本紀』天平十年五月辛卯（二十四日）条。

- (28) 近藤前掲（4）。

- (29) 『日本後紀』延暦二十四年二月庚戌（十日）条。

- (30) 『日本書紀』天武天皇三年八月庚辰（三日）条。

- (31) 藤森馨「神宝使考」『改訂増補 平安時代の宮廷祭祀と神祇官人』原書房、平成二十（二〇〇八）年。

- (32) 岡田莊司「古代神祇祭祀と杵築大社・宇佐八幡」今谷明編『王権と神祇』思文閣出版、平成十四（二〇〇二）年。

- (33) 景山前掲（1）。

- (34) 福山敏男「神宮建築に関する史的調査」『造神宮使序、昭和十五（一九四〇）

年)で紹介されている、天平宝字六(七六二)年以前の成立と見られる正倉院文書内の造大神宮用度帳案(続々修三八帙八裏・大日本古文书編年文書二五卷三八八頁)は、後代とほぼ変化のない正殿の飾金具の使用実態を示すものであり、式年遷宮の制度が奈良時代以前に存在していたことを推測させるものといえる。

- (35) 岡田精司「王権の軍神―石上神宮―」『神社の古代史』大阪書籍、昭和六十(一九八五)年。同「古代の神祇祭祀と熱田神社」『古代祭祀の史的研究』塙書房、平成四(一九九二)年。も同旨。

- (36) 笹生衛「古墳時代における祭具の再検討―千束台遺跡祭祀遺構の分析と鉄製品の評価を中心に―」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』二、平成二十二(二〇一〇)年。同論文で引いているように、神宝と古墳の副葬品との共通性は、大場磐雄が指摘しているが(『伊勢神宮の遷宮祭』「まつり」学生社、昭和四十二(一九六七)年)、神事を葬礼と共通して捉えることは、文献から確証を得がたいため、ここではしない。

- (37) この点を踏まえると、『常陸国風土記』香島郡条にある、崇神朝における常陸鹿島社の奉幣に際しても、大刀、鉾、鉄弓、鉄箭、許呂(胡籙とも紡錘車とも解釈できる)、鞍、八咫鏡といった神宝と見なしている物を奉っていることから、神宝奉獻の先例を示唆している可能性があり、参考にはなる。なお、神宝と断っていないが、神祇に兵器を奉る行為については、『日本書紀』垂仁天皇二十七年八月己未(七日)条で、そのはじまりについて触れられている。このことも、『日本書紀』が編纂された時期より前から、兵器が奉られていたことを示唆するものといえよう。

- (38) 『左経記』寛仁元年十月二日条。

- (39) この点を考えるに当たり、『日本三代実録』元慶八年八月二十六日条の、「新造琴二面、奉_レ充_二春日神社_一、以神護景雲二年十一月九日所_レ充破損也、」という春日社に関する記述が注目できる。この琴が、奈良時代末期・平安時代初期の春日社において、少なくとも神宝に準ずる物と考えたと(伊勢大神宮式年遷宮の神宝の中には琴が含まれる)、まずは朝廷が同社の神宝を作る立場にあった可能性を指摘することができる。さらに、破損した琴が作られた神護景雲二(七六八)年は、同社の社殿造営、さらには春日祭の開始時期の年と見なしている(岡田前掲(7)・「平安前期 神社祭祀の公祭化・上」)。祭祀の開始に当たって、その時に奉ったとみなせる神宝を、朝廷が作っていたため、そのような祝詞の文言が組み込まれたものと考えられる。平野社も、延暦年間(七八二―八〇六)に創建され、平野祭も開始されたものとされる(岡田前掲)。同社の画期であるこの時に、神宝が奉獻されたことは可能性は極めて高く、それ故に同社の祝詞に盛り込まれた

ものと見られる。神社の契機、とりわけ、神社の社殿造営に当たり、神宝が奉られる例は、伊勢大神宮や、前に紹介した石清水宮の例に留まらない。平安時代中期の例だが、『西宮記』(臨時一甲・諸社遷宮事)からは、豊前宇佐宮や摂津住吉社の式年遷宮に伴う神宝奉獻に、弁や上卿が関与していたことを確認できる。つまり、これら神社の場合は、朝廷の公事として神宝が奉獻されていたことが理解できる。朝廷が一部の神社へ神宝を奉獻をするような契機は、いくらか存在していたものと見られる。

- (40) 『日本三代実録』貞観七年四月十七日条。
- (41) 『日本三代実録』元慶二年三月七日条。ただし、弓などが、神宝に含まれない別の奉獻物と読むこともできる。

- (42) 『日本三代実録』元慶二年十二月二十四日条。

- (43) 『続日本後紀』承和九年十二月庚辰(二十日)条。

- (44) 先に紹介した『常陸国風土記』に見られる鹿島社への奉獻記事も参考にはなる。この例でも、武具、紡織具、鏡、馬具が存在し、神宝の品目としては、他との共通性がある。

- (45) 天平三年七月五日住吉大社司解(平安遺文補一)。この文書の成立年代については、武田祐吉「住吉神社神代記に就いて」(『国史学』一三、昭和七(一九三二)年)によつて疑問点が整理されて以降、諸説を勘案した上で延暦三(七八四)年成立とした、田中卓氏の説(「再考・住吉大社神代記」『住吉大社神代記の研究』田中卓著作集七、国書刊行会、昭和六十(一九八五)年)に代表される様々な見解が存在するが、平安時代以前の成立を疑う積極的な証拠はないのでここでは採用した。

- (46) 『日本書紀』垂仁天皇八十八年七月戊午(十日)条。天日槍命の神宝に関しては、「神物」という表現で同三年三月条にほぼ同じ品が記載されているが、そこでは出石梓一校が加わっている。なお、天日槍命の他に、こうした神宝が史料に見られる例としては、『日本書紀』崇神天皇六十年七月己酉(十四日)条に出雲国の神宝を崇神天皇が見ることを望んだことについて触れられている。出雲国の神宝についての記述は『日本書紀』垂仁天皇二十六年八月庚辰(三日)条にもあるが、いずれも神宝の具体的品目については分からない。ただし、崇神天皇六十年条にある「玉菱鎮石、出雲人祭、真種之甘美鏡、押羽振、甘美御神底宝御宝主、山河之水泳御魂、静挂、甘美御神底宝御宝主」という歌から、神宝に鏡を含む考え方があったことを推測することは可能である。

- (47) 延喜祝詞式・出雲国造神賀条。

- (48) 『日本紀略』天長七年四月乙巳(二日)条。

(49) このような共通点は、『日本書紀』神代下天孫降臨章第一の一書に見られる天皇の「三種宝物」(八坂瓊曲玉、八咫鏡、草薙劍)の組合せにも通ずることはいえる。ただし、これらの品が神威を特別に示すものとして意識されていたかどうかについては、この時代の文献史料からでは明らかにしたい。

(50) 延喜伊勢大神宮式・大神宮装束条。

(51) 『古語拾遺』には、神武天皇の時代のこととして、「令_三天富命率_三齋部諸氏、作_三種々神宝、鏡、玉、矛、盾、木綿、麻等、」という記述がある。布の類を除く外すれば、平安時代初期の段階で、鏡、武器、玉が神宝と思念されていたことが理解できる。また、『日本書紀』垂仁天皇三十九年十月条にある、天皇により神宝をつかさどることになった垂仁天皇の皇子・五十瓊敷命が、十の品部を賜ったとある(同月条分注)。この中には楯部、神弓削部、神矢作部、玉作部、大刀佩部などが見られ、神宝製作との関連性が推測できる。さらに、『常陸国風土記』久慈郡条には、賀恥礼高峯にある社に、石でできた「くさぐさの宝、弓・梓・釜・器の類」があつたとする記述があり、神宝としての武器の存在を想定することができる。これらは、その用途がはつきりしない物、あるいは自然にできた物に関する事例だが、神宝の種類の共通性を考える上で補強する材料になりうるので、参考までに紹介した。ただし、いずれの例も、この記述を作るぎつかけとなつた実態を検証することが困難であることは、いうまでもない。

(52) 『朝野群載』卷二十二「諸国雜事上・延喜十年月日加賀国司序宣」。